



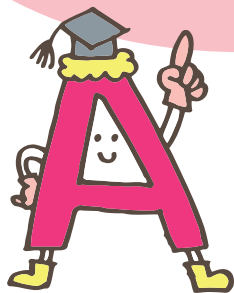
父の古道具を無断で売却 取り返すことはできる？

相談者の気持ち

ずっと使っていなかった父親の古道具を、フリマアプリを使い無断で売ってしまいました。後日、すごく怒られ返してほしいと言われたのですが、もう売れてしまっています。取り返すことはできるでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか



結論からいえば、取り返すことはできないでしょう。

民法192条に「即時取得」という定めがあります。これは「取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する」というものです。

難しい言い回しですが、要は、世間一般の通常の取引方法で動産を取得(購入)した人は、売り主が実際の所有者でなかったとしても、その事情を知らなかった(=善意)のであれば所有権を取得する、という規定です。念のため書いておきますが、これは「動産」に関する規定であり、不動産(土地・建物など)はこれとは異なります。

原則から考えると、人(売り主)は自分の持っている以上の権利を他人(買い主)に売ることはいけません。それをすると窃盗などの罪に問われるかもしれないというような意味ではなく、そもそも持っていない権利を他人に与えることは(論理的に)できないということで、自然な考え方です。ただ、この原則を一貫させると、いったん買ったつもりでいた物なのに、ほかの「真の所有者と称する人」が現れて返還を請求されるとなると、取引に混乱が生じかねません。

そこで定められているのが、前記の「即時取

得」の規定です。誰が正しい権利者であるかを問わず、一応それらしい外観があれば、それを信じて取引した人を保護しようとする制度です。

本件でいうと、この古道具は父親の所有物であり、子の所有物ではありません。ですから、子がこれを売った場合、買い主は無権利者から買い受けたことになりませんが、前記の条文により、善意であればその動産の所有権を取得することになります。半面、子はこの古道具を取り返せません。

なお、「フリマアプリで売ってしまった」とのことですが、これは、メルカリやヤフオク!といったインターネットを通じたフリー・マーケットの手続きに沿って売却したということでしょう。こういう手続きによって購入した場合、前記条文の「取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないとき」に該当することはほぼ明らかです。

もっとも、これが「盗品」の場合、元の持ち主は2年間であれば返還請求ができます。ただし、買い主が通常の買い物ルートで入手したときは、元の持ち主はその代金を弁償しなければなりません(民法193条、194条)。しかし、本件においては、子が「盗んだ」とまではいえないでしょうから、この条文の適用は難しいと思われます。

